

法曹養成

ロースクールは、学費ぼったくり資格商法

弁護士（大阪） 加納 雄 二

1 現状—ロースクール（以下、「ロー」という） 志願者大幅減

入学志願者も04年度の約7万2800人から年々減少。10年度は約2万4000人。旧試験は最大5万人位だった(http://www.soumu.go.jp/main_content/000077371.pdf)。

国公立や、私立上位層（≒ローのある大学）の法学部の志願者も減っている。「国私とも、成績上位層で減少目立つ」要因は新司法試験の低迷としています(<http://www.keinet.ne.jp/doc/topics/news/10/20101101.pdf>)。

優秀な人材が逃げてる！！ ロー乱立で、合格

者が少ない。そもそも制度設計自体が問題であるし、ロー設立自体何の根拠（立法事実）も無い。

弁護士大量増員を肯定する立場（以下、「増員翼賛会」という）では、弁護士にあぶれたら、普通の就職をすれば良い、と強調。これが反対（減員）派と議論がかみ合わない最大の立場の相違だがエコノミスト12月20号にもあるとおり、就職一採用可能性は低い。

ロースクールは、大幅な赤字を出しているところもあるというが、元々乱立の背景には、少子化のなかでの生き残りのための大学の看板とするためだったことがある。ところが、上記のようにロー志願者が激減しているだけでなく、法学部志願者も減少しているということだ。つまり、生き残り（繁栄）どころか、弊害、足を引っ張る有害な存在となっている。

資格商法の入り口として？ローの受験料を3万円近く取っているところもあるというが、5万人の減少による減収は、1人2校受けるとして5万円位とすると、25億円も取りっぱぐれとなる。しかも、後記の例にもあるが入学生募集のために、優待制度を多くすれば、減収。姫路獨協大がローを廃止した第1号だが、早く逃げたのは（赤字を免れる意味で）大正解という評価もある。いずれにしても、早晚ローの運命は尽きると思われる。

2 合格率25%（2010年）は制度設計外、多くの人が高額な借金を抱える

私の事務所に、大手マスコミに勤めていた30歳の社会人出身ロー1期生がエクスターン（法律事務所での研修、単位有り）にやってきて、「裏切られた」とか、「1期生と2期生を比較しても大幅に学生の水準が下がっている」と言っていた（2010年の社会人枠の合格率は17%）。私はエクスターンを5名受け入れたが、合格の報告があったのは1人だけ。

このようなことになった原因は明白で、当初の制度設計で、ローを卒業したら、司法試験合格率70%以上と言われていたが、第1に、ローが乱立したこと。第2に合格者が予定の3000人にもならず、2000人ととどまっていることである。

少なくとも法科大学院生、ローを減らすべきだが、むしろ生き残りに必死。司法試験合格者に200万円出す、とか法学部卒はローの授業料タダにするとかを目玉にする合格率下位校があるが、腐ったニンジンに過ぎない。

しかも、日弁連の調査によれば、修習生の半分以上が、300万円の借金を抱えている。中には1000万円を超える人もいる。このようなお金のかかる、「金持ちしかなれない」制度自体が問題。修習生に給料を与える給費制も1年延びたが、これも心配の種。

ただ、これだけでは志願者大幅減の説明にはならない。問題は制度そのものにある。

3 弁護士資格があっても就職にはむしろマイナス。「三振」は更に悲惨

ある弁護士会長が、修習生への挨拶で、「君たちはいろんな方面へ就職可能性がある」と言ったそうだが、これも詐欺文言である。

何故なら、弁護士以外に就職の道は需要としても少ないし、意欲的に採用しようとする企業も無い。

以下の事例がその象徴的例だ。この人が司法試験を通ったのか、三振組なのか判らないが、いずれにしても、「煙たい」人の採用に躊躇するだろう。

「今日、うちみたいな中小企業に「東大法学部卒業・早稲田法科大学院卒」という人から新卒で応募があった。司法試験落ちたのかな。もちろん、書類選考で落としました。なんとなく優越感。」こんなブログがあった。

以下引用しているページ。<http://workingnews.blog117.fc2.com/blog-entry-3409.html>

普通の大学院修了者と比較する。学卒と比べて、公務員（県庁職員）採用について、大学院（2年）を出た人を採用する時は初任給が1万円高いそう（例えば石川県）。このような例で、もし経歴を生かせる職場が無くても、年齢も25歳程度で若いし、借金も多くはあるまい、まだ諦めはつく。採用するほうも、受け入れにくいとまではいえまい。

他方、ロースクールを出て弁護士になるには最低4年、平均6年程度、年齢は30歳くらいになる(昨年の司法試験合格者の平均年齢は28.5歳だから、弁護士になった時に約半分の方は30歳を超えている)。しかも弁護士としての就職からあぶれるのは、元々年齢が高いか司法試験を受かるのに、時間がかかった合格者だ。例えば「保母経験あり、子育ても終えて、40歳で合格」は社会人出身組として頑張っているところだが、就職先は全く無いという話を聞いたことがある。

で、学卒22歳を取るか、30歳の弁護士を例えば3万円upで雇うか、答えは明白だ。22歳を自社で育てたほうが良いだろう。

弁護士以外の就職先として議員秘書になるとか、工夫が提案されてるが、その他多少の需要があったとしてもすぐに一杯でしょう。法務担当を新たに必要とする企業が出てきても、上記の説明の通り、司法試験合格までダブった新人弁護士を企業が高給で雇うとは思われない。他方、このような人たちはより多くの借金を抱えていて、年も取り、弁護士になったのだから、ということで「ソク独、宅弁、携帯弁」[※]になっていくしかないのだ。これでは依頼者(顧客)の獲得にもハンディになるし、他の弁護士から学ぶ機会も少なくなる。即ち弁護士として開業しても、大きなハンディを背負って働くことになる。

※ソク独=弁護士事務所に就職せずに、司法修習終了後直ぐに独立する弁護士のこと。

宅弁=自宅を事務所兼用とすること。

携帯弁=携帯電話を唯一の弁護士の連絡先とすること。

でも、受かった人はまだまし。いわゆる「三振」した人たちは今後年間1000人程度となる。週刊朝日2.25号p114、「池田教授の机上の放論」に「最も悲惨なのは法科大学院を卒業して、三度の受験に失敗し、法曹資格を取れない人たちだ。司法試験の合格率は25%程度だから、大半の卒業生は現在の社会システムの下ではブータローになると予想される。こんな大きな社会的損失を放置しておく日本に未来があると思えない」とある通りである。

なお、法セミ1月号に「法科大学院修了者であ

って法曹資格を有しない者の進路」というタイトルの記事があった(p22~鈴木幹太氏)。その中で「企業における就職を考える場合、多くの組織が定年制と人事の年次管理をとっている関係で、就労経験のないまま年齢を重ねると就職が難しくなるリスクがある。修習生の就職活動が年々厳しさを増していることともあわせ考えると、司法試験に合格しなかった場合には、5年で3回という司法試験の受験に関する制限にかかわらず、早いタイミングで法曹以外の道に進むことを検討することも考慮に値すると考える」との記載がある。

分析はその通りだし、実際途中であきらめて裁判所職員になろうとする人もいるそうだが、そんなことは制度の予定するところではなかろう。多くは、ローの試験に合格し、学費と時間をかけて、必死に弁護士になろうとして、年齢を重ね、「遅いタイミング」で就職先の無いことに気づき愕然とするが「ソク独、宅弁、携帯弁」となっても必死で弁護士を続けようとするのみだ。

資金と時間をかけてロー生になったのに、「早いタイミングで法曹以外の道に進むことを検討」させようとするなんておかしい。制度自体が間違っている。

4 ロー制度自体に導入の必要性乃至意味が無いこと

ローの導入の大きな動機として、司法試験予備校の繁栄、弊害の除去、ということが目標だったはずだ。そして、受験技術のみに偏らない法教育と、実務的研修もさせる、ということで、ローが導入され、一方、司法試験合格後の研修は、短くされ、最初の前期研修が廃止された。この制度設計において前期修習が無駄になるような就職をしろ、というのも変な話であるが、制度自体に重大な欠陥がある。

そもそも、日本の学校制度というのは、受験合格のためにあるようなものだ。後に試験を控えているのに、研修に熱心になるはずがない。法教育と言っても、やはり受験ということが中心にならざるを得ない。その意味でも中途半端な存在である。設置当初、龍谷大学が司法試験予備校と提携

しようとしたため、文科省から認可を受けられなかった。また、受験教育をやりすぎると今でも文科省から注意を受けるという。旧試験であれ、新試験であれ、学生にとっての目標は試験の合格だ。その意味ではローは無駄なもの、乃至は中途半端なものになっている。司法試験の受験予備校がローの設置乃至存在を全く脅威ととらえないのもこの構造的問題があるからである。もともと受験予備校の弊害の打破がロー設置の目標なら、受験予備校の存在価値が無くなる筈だ。しかし、所詮目標は試験合格なら、予備校の必要性は下がらない（実際少し前に聞いた噂だが、ある下位のローが、合格見込みのありそうな数名を卒業後に予備校に缶詰にして、合格させたそうだ）。

それにそもそも、旧来の予備校の繁栄の大きな原因は、大学の授業がしっかりしていないことだ。旧司法試験でも、試験の内容は大学で教育するはずの内容を超えるものでは無かった。ところが、大学で、受け手の側の立場を考慮して授業をやっている大学なんてほとんどなかったではないか。典型例はロー導入の最大の功績者の佐藤幸治さんの授業である。

私の経験は20年以上も前のことであるが、憲法解釈の学説をA説、B説と無味乾燥的に並べるだけのつまらない講義だった。このような講義を評して、外国語の講義だという人がいた。実際、私が留年してから出席した佐藤先生の講義では、初学者の人が、教科書のどこをやっているかわからず、周りの人に聞いたりすることもあったという。佐藤先生の教科書も、司法試験受験生が知識の整理のためとして使うのには良いが、初学者向きではないと言われていた。結局初学者には、授業も教科書も苦痛のみの状態であったと思う。

他にも例えば民事訴訟法。先生が司法試験委員だったが、講義というよりも雑談ばかり、6月でも、管轄のところも終わらない。なのに、論文試験の問題を漏らすのではないかと多くの学生が講義を聴きにやってくる。異様な光景だった。

別の教授の授業にも出たが、こちらは教科書をだらだら読んで、時々判例百選を参照して読むのみ。棒読み授業であった。どちらも、司法試験対

策云々言う以前に、法律を教えるようなものではなかった。

他の科目でも、司法試験に役に立つ、というかきっちりと基礎的な講義を、一応その教科、乃至は教科書全体をしてくれる先生は、少数だった。他の大学のことはわからないが、予備校の繁栄は、大学の授業が、法律（の基礎）をきちんと教えていないことが大きな原因であると思う。

ローの弊害のまとめ。

- ① 学費が高く、経済的に裕福な者しか通えないこと
- ② 試験範囲となる基礎知識を網羅的に教えられないため、学生は、自分で学ぶしかない（この時点で、法科大学院の存在意義が問われる）。法律未修習者に1年で既修者と同じ学力にすること自体困難。
- ③ 大学卒業後最低2年法科大学院に通わなければならない、時間のロスになる。
- ④ 新司法試験は法科大学院卒業後であり、発表は卒業から半年後でその間は就職もできず、キャリア中断を回避できない。
- ⑤ 実務教育というが、法的基礎知識の程度が不分明な学生に実務教育を施しても見学レベルで終わらざるを得ず、効率が悪い。

結局、法科大学院の存在意義は不明で、有害な存在と言える

こんなロー制度に誰が積極的に参加するのか？これが志願者減の最大の理由であり、まさに資格商法ではないか、という結論になる。

5 異業種のことを考えないで増員した。いやそれ以上に制度をおかしくした

このことは増員賛成会の人たちもあまり触れないが、私は法ニュースの編集会議で何時も司法書士のメンバーに言っていることですが。

そもそも、日本は、弁護士の絶対数が少ないのは事実だが、アメリカ等では弁護士がやっている職務を多くの異業種が支えている、という特色がある。

間違いその①：このような特色を無視したまま、弁護士の大量増員をぶちまけたので、隣接諸業種

は危機感を持ち、職域拡大を模索している。

司法書士や行政書士に対してクレームをつけるのは、大阪弁護士会は多少に熱心ですが、記者クラブなんかは冷ややかですね。原因を作ったのは誰……ということ。

間違いその②：しかも、そのうえに中途半端に司法書士に簡裁の代理権を与えてしまった。

そもそも、弁護士大量増員なら、司法書士や行政書士は（今の人は優遇しても）、廃止すべき。そうでないなら、そんなに弁護士を増やすな!!と言いたい。

かくして、弁護士が就職難なのに、地裁は司法書士が実質仕切る本人訴訟だらけ（特に過払い、裁判官が傍聴席の司法書士と話をしている）。行政書士が何万円も取って内容証明の代書をやっている。誰もそれらを問題にしようとしな。困ったものです。

この問題はまた詳しく次号でも書きましょうか。

6 結末—志願者が減ったのは当たり前

かくして、6年も7年もかけ、高額の借金を抱えてローを出て、弁護士になっても、就職する弁護士事務所も企業も無いという現実を予測できれば、どんどん志願者は逃げて行く。さらには、年間1000人程度が司法試験「三振」して、こちらはますます路頭に迷うのみ。法科大学院は、就職あふれの弁護士の就職対策に必死になろうとしているが、具体的提案、取り組みは無い。というより出せないだろう。三振組のことに論及する人は皆無。

最近では、前記のように途中で諦めて年齢制限のかからないうちに裁判所職員とか公務員等に転向する人も多いというが、これも本来制度の予定するものではない。

弁護士増員に際して、職域拡大に力を入れるべきであること自体には異論はない。しかし、増員が具体的に見込まれるようになって10年以上経つが、なんら具体的効果的な取り組み、結果は無い。弁護士の個々人は職域拡大、営業に必死であろうが、それを他人にまでいちいちおせっかいに指導するはずは無い。弁護士会が、苦勞して、企

画を練り、相当な予算をかけて具体的に取組まなければならないが、そのようなことは殆ど聞いたことが無い。

ネット上に不毛な議論が紹介されているのでご覧下さい(<http://www.trkm.co.jp/sonota/11013001.htm>)。

そもそも、増員論の論拠に抽象的増員論を持ち出すこと自体詐欺的だ。「山のあなたの空遠く幸い住むと人の言う」（上田敏・海潮音）とだけ言うておく。

7 どうすべきか

できれば、合格者を1000人くらいにして様子見。これでも、最大約5万人近くになり、15年前から3倍増している。決して業界エゴではない(2010年の弁護士登録で、3万人を超え、15年前の倍になった)。

あわせてロースクール募集人数をも精々2000人くらいにする。ま、実際無理でしょうが。

それと、予備試験（ローの卒業資格無しで受けられる制度）。奇妙にも具体的合格者予定者数が出てないのに、新聞では予備校が大々的に広告している。これが、短答式レベルを達成したら、が合格条件だったら（それ自体は説得的）、みんなそっちに流れて、ロースクール志願者はいなくなる???もっとも、予備試験を色々制限しようとする動きがある。ローにとっては存在意義を失うからだろうが、元々ローに存在意義が無い。

司法試験合格者を2000人に絞ったのは、一つは成績、レベルの低さ。これからどんどん生徒の質が落ちるから、そうすれば合格者1000人になるかも。

で、何でこんなロー制度導入したのでしょうか?というのが一つの結論です。